



県章

三重県公報

昭和61年4月15日 火曜日 第11472号

目次

規 則	
○ 旅館業法施行細則の一部を改正する規則	(業務食品環境課) 1
○ 肥料取締法施行細則の一部を改正する規則	(普及農産課) 3
告 示	
○ 医療機関の指定	(保健予防課) 4
○ 医療機関の指定の辞退	(同) 4
○ 漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧	(漁政課) 5
○ 計量器の定期検査の実施	(計量検定所) 5
公委公告示	
○ 遊技機の形式に関する技術上の規格に適合している旨	(公委 会) 7
公 告	
○ 三重県果樹農業振興計画の策定	(経済園芸課) 7
○ 土地改良事業の工事が完了した旨の届出	(耕地課) 7
○ 土地改良事業の認可	(同) 8
○ 同件	(同) 8
○ 同件	(同) 8
○ 同件	(同) 8
○ 換地計画認可申請を適当とする旨の決定	(農村整備課) 8
○ 県営住宅の人居希望者の募集	(建築営繕課) 9
正 誤	
○ 昭和61年3月28日付三重県公報第11467号	(職業能力開発課) 10
○ 昭和61年4月1日付三重県公報第11468号	(企業庁) 10
○ 同件	(同) 11

規 則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

陸 司

この取組は、公報の日から施行する。



三重県告示第208号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

昭和61年4月15日

三重県知事 田 川 亮 三

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
久瀬胃腸科外科	桑名市東方 字打上田232	久 瀬 弘	60.12.9
四日市インター クリニック	四日市市高角町 森ヶ下734-1	竹 中 巧	60.12.11
矢原内科クリ ニック	名張市平尾2980-6	矢 原 靖 之	60.12.12
医療法人財団青 木会青木外科診 療所	桑名市中央町 5丁目7番地	青 木 重 孝	60.12.24
野 呂 医 院	松阪市小片野町302	野 呂 純 一	61.1.4
清 水 医 院	上野市愛宕町1940-2	清 水 喜 代 子	61.1.6
東 整 形 外 科	名張市桔梗ヶ丘8番町 5街区110番地	東 明 彦	61.1.9
ヤマギシズム生 活豊里実顕地診 療所	津市高野尾町5010 ヤマギシズム生活豊里 実顕地	川 瀬 敏 詮	61.1.10
しまだ小児科	度会郡小俣町 相合488-5	島 田 篤 子	61.1.31
知念外科内科	鈴鹿市稲生町7991-91	知 念 輝 和	61.2.26
榊 田 医 院	名張市新町193	田 中 成 典	61.2.27
いとうヒフ科	鈴鹿市白子町2937-4	伊 藤 豪 俊	61.3.18
宮村産婦人科	亀山市本町810	宮 村 吉 磨	61.3.18

三重県告示第209号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の医療機関から指定の辞退があった。

昭和61年4月15日

三重県知事 田 川 亮 三

名 称	所 在 地	開 設 者	辞 退 年 月 日
青 木 外 科	桑名市中央町 4丁目57番地	青 木 ま さ	60.12.31
清 水 医 院	上野市愛宕町1940-2	清 水 湧 起 雄	60.12.30
喜 多 医 院	一志郡白山町川口1049	喜 多 史 朗	61.1.31
小林医院下多気 診療所	一志郡美杉村 下多気2404	小 林 秀 郎	61.1.31
小 林 医 院	一志郡美杉村 丹生保1418の1	小 林 秀 郎	61.1.31
山 崎 医 院	久居市東鷹跡町68	山 崎 俊 夫	61.2.3
榊 田 医 院	名張市新町193	榊 田 敏 明	61.2.24

三重県告示第210号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による付保義務の同意を求めるため、発起人から次のとおり届出があった。

なお、この届出に係る指定漁船調書は、三重県農林水産部水産事務局漁政課に備え置いて、昭和61年4月15日から同月30日まで縦覧に供する。

昭和61年4月15日

三重県知事 田 川 亮 三

加入区の 名 称	発 起 人		漁船損害等補償法 第113条第1項の 申出をした漁業協 同組合
	住 所	氏 名	
三 浦	北牟婁郡紀伊長島町三浦	中 野 幸 雄 中 野 繁 行 北 村 光 哉	三浦漁業協同組合

三重県告示第211号

計量法（昭和26年法律第207号）第139条第1項の規定により、松阪市において、次のとおり計量器の定期検査を実施する。

昭和61年4月15日

三重県知事 田 川 亮 三

施行年月日	受付時間	検査場所
昭和61年5月19日	午前10時から午前11時30分まで	松阪市猟師公民館
"	午後1時30分から午後3時まで	松ヶ崎漁業協同組合
5月20日	午前10時から午前11時30分まで	松阪市松尾地区市民センター
"	午後1時から午後2時まで	松阪市伊勢寺地区市民センター
"	午後2時30分から午後3時30分まで	松阪市阿坂地区市民センター
5月21日	午前10時から午前11時30分まで	松阪市大河内地区市民センター
"	午後1時30分から午後3時まで	松阪市宇気郷地区市民センター
5月22日	午前10時から午前11時30分まで	松阪市射和地区市民センター
"	午後1時30分から午後3時まで	大江中学校
5月23日	午前10時から午前11時30分まで	松阪南豊農業協同組合野菜集荷所
"	午後1時から午後2時まで	松阪市漕代地区市民センター
"	午後2時30分から午後3時まで	松阪市機殿地区市民センター
5月26日	午前10時から午前11時30分まで	松阪市西黒部地区市民センター
"	午後1時30分から午後3時まで	松阪市役所東黒部出張所
5月27日	午前10時から午前11時30分まで	松阪市朝見地区市民センター
"	午後1時30分から午後3時まで	松阪市神戸地区市民センター
5月28日	午前10時から午後3時まで	松阪市大口町公会堂
5月29日	午前10時から午前11時30分まで	松阪市第二隣保館
"	午後1時30分から午後3時まで	松阪市花岡地区市民センター
5月30日	午前10時から午後3時まで	松阪競輪場
6月2日	"	松阪市役所
6月3日	午前10時から午後3時まで	"

公安委告示

三重県公安委員会告示第15号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定に基づき検定申請のあつた次の遊技機の型式は、同条第3項の規定に基づく遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している。

昭和61年4月15日

三重県公安委員会委員長 金丸吉生

遊技機の型式	製造業者の氏名又は名称	検定年月日	検定番号
スーパージャイヤン	株式会社ニューギン	昭和61年4月15日	620019
スーパータイガー	株式会社ニューギン	昭和61年4月15日	620015
ラッキーチャンス	豊丸産業株式会社	昭和61年4月15日	620037
ラッキーチャンス10	豊丸産業株式会社	昭和61年4月15日	620012
バッキンガムI	株式会社三洋物産	昭和61年4月15日	610028
ニューサンバ	株式会社三洋物産	昭和61年4月15日	630022
ストレンジャー	株式会社三洋物産	昭和61年4月15日	630029
サン. スカーレットV4	京楽産業株式会社	昭和61年4月15日	600018
ブロックバスター	京楽産業株式会社	昭和61年4月15日	610026

公 告

果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第2条の3第1項の規定により、三重県果樹農業振興計画を次のとおり定めた。

昭和61年4月15日

三重県知事 田川亮三

「次」は、省略し、三重県農林水産部経済園芸課に備え置いて縦覧に供する。

土地改良法(昭和24年法律195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、届出があつた。

昭和61年4月15日

三重県知事 田川亮三

事業主体名	事業名	工事完了年月日
宮古土地改良区	土地改良総合整備(小規模排水)事業	昭和60年1月31日
宮古地区		

農業用排水施設整備、区画整理、暗渠排水

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、度会町営土地改良事業(第三期山村振興農林漁業対策事業立花地区かんがい排水)を昭和61年3月31日認可した。

昭和61年 4 月15日

三重県知事 田川亮三

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、度会町営土地改良事業(第三期山村振興農林漁業対策事業日向地区かんがい排水)を昭和61年3月31日認可した。

昭和61年 4 月15日

三重県知事 田川亮三

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、度会町営土地改良事業(第三期山村振興農林漁業対策事業火打石地区かんがい排水)を昭和61年3月31日認可した。

昭和61年 4 月15日

三重県知事 田川亮三

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、度会町営土地改良事業(第三期山村振興農林漁業対策事業駒ヶ野地区かんがい排水)を昭和61年3月31日認可した。

昭和61年 4 月15日

三重県知事 田川亮三

土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第1項の規定により、短野・下三谷土地改良区の換地計画(短野・下三谷地区)認可申請は、適当と決定した。なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年 4 月15日

三重県知事 田川亮三

- 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 縦覧の期間
昭和61年 4 月15日 から同年 5 月 6 日まで
- 縦覧の場所

名張市役所

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第16条第1項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行う。

昭和61年 4 月15日

三重県知事 田川亮三

- 受付の期間及び時間
昭和61年 4 月23日(水)から同月30日(水)までの午前9時から午後4時30分まで(土曜日は正午までとし、日曜日は受付を行わない。)
- 受付場所
入居を希望する住宅の所在地を所管する各県民局土木事務所建築課(津土木事務所管内にあつては、三重県住宅供給公社)
- 募集する団地及び戸数

土木事務所	団地名	戸数(優先戸数)
桑名	森忠(2種)	1
	川成	3(1)
四日市	曙	4(1)
	泊山	1
	高花平	2
	笹川・笹川第2	13(4)
	河原田	5(1)
	大羽根	1
鈴鹿	十官	2
	鹿島	3(1)
	桜島	19(6)
久居	北口	2
松阪	上川(1種)	5(1)
	"(2種)	1
	粥田	1
	和屋	1
	五反田	2
伊勢	西豊浜	1
志摩	安楽島	1
上野	依那具	1
	眼部	2
	蔵持	3(1)
	荒木	4(1)
尾鷲	垣ノ内	1

津	船頭町	1
	西新町	1
	江戸橋	2
	一身田	1
	白塚	9(3)
	神戸(1種)	1
	"(2種)	4(1)
	千里(中耐)	16(5)
	"(簡平)	4(1)
"(簡二)	16(5)	

4 入居申請資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族(婚姻予約者を含む。)があるもの(特定の住宅に限り、身体障害者等の単身入居も可とする。)
- (2) 三重県内に住所又は勤務先を有すること(外国人登録をしている者は、三重県内に2年以上居住していること。)
- (3) 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第5条に規定する基準の収入があること。
- (4) 過去において県営住宅に入居していた者にあつては、当該住宅の家賃を滞納していないこと。

5 その他

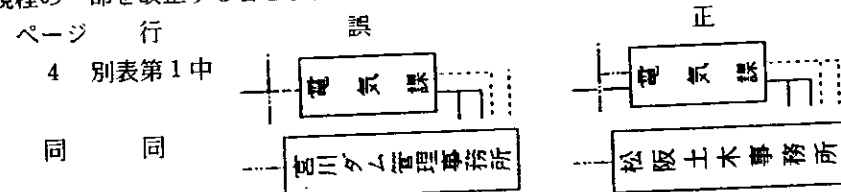
詳細についての問い合わせは、県土木部建築営繕課又は各県民局土木事務所建築課(津土木事務所管内にあつては、三重県住宅供給公社)へ行うこと。

正 誤

昭和61年3月28日付け三重県公報第11467号に登載した、三重県立職業訓練施設条例施行規則の一部を改正する規則(三重県規則第10号)中

ページ	行	誤	正
3	第3号様式の表	訓練課目	訓練科目

昭和61年4月1日付け三重県公報第11468号に登載した、三重県企業庁組織規程の一部を改正する管理規程(三重県企業庁管理規程第1号)中



昭和61年4月1日付け三重県公報第11468号に登載した、三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程(三重県企業庁管理規程第3号)中

ページ	行	誤	正
7	8~9	第五号様式表面を次のように改める。 第5号様式(第12条)	第五号様式表面を次のように改める。 第6号様式を次のように改める。 第6号様式(第12条)
8	1~2	第六号様式を次のように改める。 第6号様式(第12条)	第六号様式を次のように改める。 第6号様式(第12条)
同	下から2	三重県企業庁会計規定	三重県企業庁会計規程

“献血は人と人とを結ぶ愛のかけ橋”

献血に御協力下さい

毎週火、金曜日発行

購読料（送料共）1箇月 2,200円

1箇年 26,400円

昭和61年4月15日印刷発行

津市広明町13番地

三重県

印刷 三重県総務部学事文書課